

# 社会福祉連携推進法人制度について（周知）

## 1 制度創設の趣旨について

社会福祉連携推進法人制度は、令和2年6月に公布された「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」に基づき創設され、令和4年4月から施行されます。

社会福祉連携推進法人は、①社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、②地域における良質かつ適切な福祉サービスを提供するとともに、③社会福祉法人の経営基盤の強化に資することを目的として、福祉サービス事業者間の連携方策の新たな選択肢として創設されるものです。

## 2 制度の概要について

この社会福祉連携推進法人は、2以上の法人が社員として参画し、以下の6つの「社会福祉連携推進業務」のうちから、1つ以上の業務を行うことで設立が可能です。（①地域福祉支援業務、②災害時支援業務、③経営支援業務、④貸付業務、⑤人材確保等業務、⑥物資等供給業務）ただし、社会福祉事業を行うことはできません。

その設立により、同じ目的意識を持つ法人が個々の自主性を保ちながら連携し、規模の大きさを活かした法人運営が可能となります。

今後、社会福祉連携推進法人の枠組みを活用することにより、法人間のサービス手法・人材育成等のノウハウ共有、地域に不足するサービス資源の創出等、地域ニーズの変化に対応していくための様々な効果が期待されています。

制度の概要について、令和3年度全国厚生労働関係部局長会議資料（次ページ）もご覧ください。

社会福祉連携推進法人制度について、詳細を知りたい方へ

### ◆社会福祉連携推進法人制度の周知を図るための動画があります。

URL：[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_20378.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_20378.html)

（厚生労働省「社会福祉連携推進法人制度」のページにアクセスします）

⇒社会福祉連携推進法人制度のポイントや、法人間連携に取り組む実践者にお話を伺い、制度への理解を深めるための動画としてまとめました。社会福祉連携推進法人の活用により、福祉・介護人材の確保や、法人の経営基盤の強化、地域共生の取組の推進などが可能となりますので、ぜひご視聴ください。（厚生労働省HP）

### ◆設立に係る相談については、まずは下記までお問合せください。

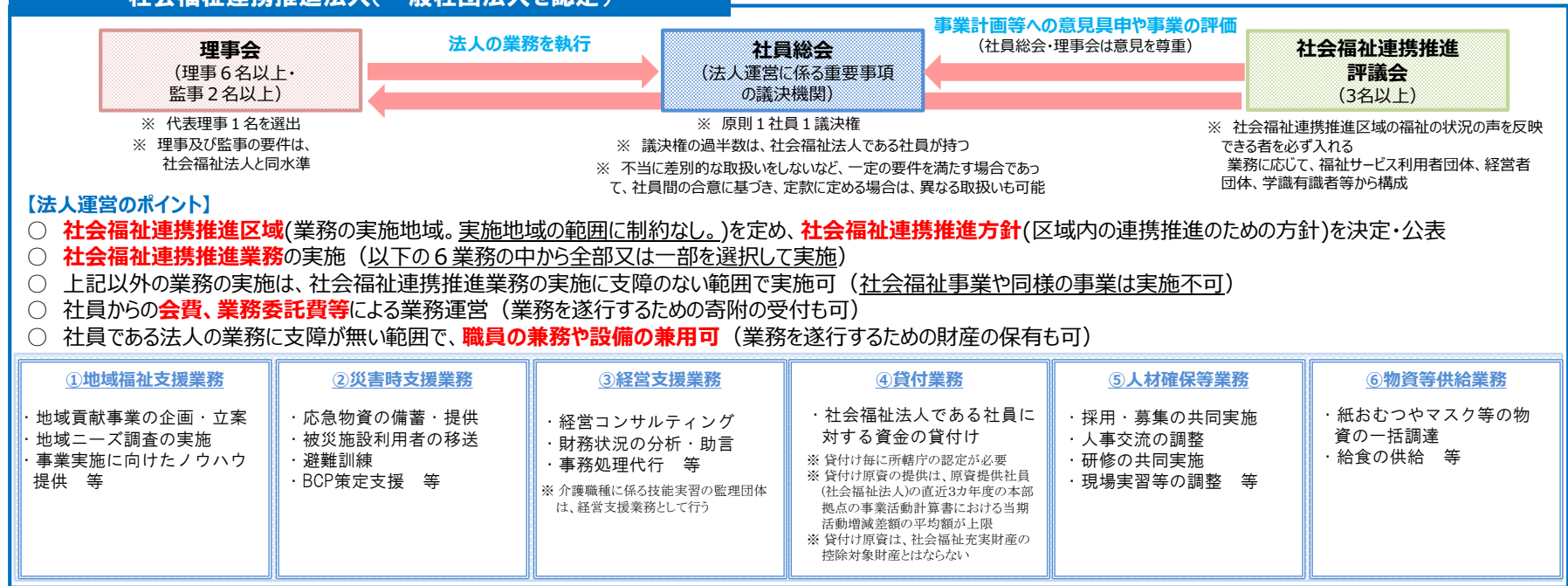
【問合せ先】青森市福祉部指導監査課 社会福祉法人チーム

メール：[shido-kansa@city.aomori.aomori.jp](mailto:shido-kansa@city.aomori.aomori.jp)

# 社会福祉連携推進法人について

- 社会福祉連携推進法人は、①社員の社会福祉に係る業務の連携を推進し、②地域における良質かつ適切な福祉サービスを提供するとともに、③社会福祉法人の経営基盤の強化に資することを目的として、福祉サービス事業者間の連携方策の新たな選択肢として創設。
  - 2以上の社会福祉法人等の法人が社員として参画し、その創意工夫による多様な取組を通じて、地域福祉の充実、災害対応力の強化、福祉サービス事業に係る経営の効率化、人材の確保・育成等を推進。
- ⇒ **社会福祉連携推進法人の設立により、同じ目的意識を持つ法人が個々の自主性を保ちながら連携し、規模の大きさを活かした法人運営が可能となる。**

## 社会福祉連携推進法人(一般社団法人を認定)



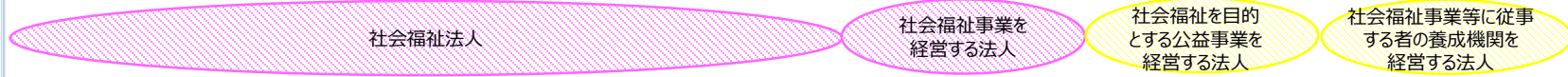
所轄庁(都道府県知事、市長(区長)、指定都市の長、厚生労働大臣のいすれか)  
認定・指導監督

会費等を支払い、社員として参画、社員総会において議決権を行使

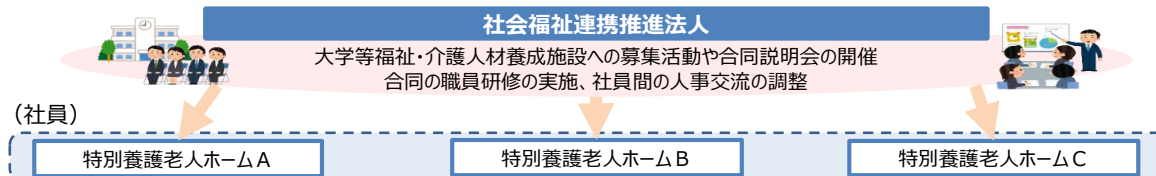
社会福祉連携推進業務等を通じた便益を享受

### 【社員として参画できる法人の範囲】

※ 2以上の法人が参画し、参画する社員の過半数は社会福祉法人であることが必要



### 【社会福祉連携推進法人のイメージ(介護施設における人材確保に活用する場合)】



⇒ 学生等への訴求力の向上、福祉・介護人材の資質向上、採用・研修コストの縮減が期待